

新規漁業就業者総合支援事業（拡充）

1 趣 旨

漁業就業者の減少・高齢化が進む中で、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要である。

そのため、希望者が経験ゼロからでも円滑に漁業に就業できるよう、就業準備段階における資金の給付を行うとともに、就業相談会等の開催、漁業現場での実地による長期研修、漁業活動に必要な技術習得等、求職者の段階に応じた支援を行うことで、漁業への就業と定着を図り、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。

2 事業内容

(1) 青年就業準備給付金事業

漁業への就業に向け、漁業学校等で学ぶ若者に対する資金を給付。

(2) 新規漁業就業者確保事業

① 漁業就業促進情報提供事業

漁業の就業情報の提供、漁業の就業準備講習会や就業相談会の開催。

② 新規就業者確保・育成支援事業

漁家子弟を含む新規就業者の漁業現場での実地による長期研修（最長3年間）を支援。

③ 技術習得支援事業

漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得を支援。

3 事業実施主体

民間団体

4 事業実施期間

平成24年度～平成28年度

5 平成28年度概算決定額（前年度予算額）

576,912千円（562,162千円）

（平成27年度補正予算 300,000千円）

6 補助率

定額

7 担当課

水産庁企画課 03-6744-2340(直)

新規漁業就業者総合支援事業

意欲ある若者が漁業に新規参入し、継続して漁業に携わるための環境を整えるとともに、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成する。

就業準備

就業・定着促進

漁業の青年就業準備給付金

漁業就業促進情報提供

長期研修支援

就業後の自立促進

漁業への就業に向け、道県等の漁業学校等で必要な知識の習得等を行う若者に対して、他産業に就職した場合と比較して最低限の資金を給付(150万円/年、最長2年)

- ・HPやパンフレットでの就業情報の提供
- ・各都道府県の就業相談窓口設置
- ・都市部や地方において、漁業就業のための座学や体験漁業を実施する就業準備講習会を開催
- ・都市部や地方の漁業就業相談会において、就業希望者と漁村との面談(マッチング)を実施

雇用型

幹部養成型

独立型

漁業経営体に雇用される研修生の指導者(主に法人)に、研修経費を助成(最長1年間)

遠洋沖合漁船に雇用され、幹部を目指す研修生の指導者(主に法人)に、研修経費を助成(最長2年間)

独立自営を目指す研修生の指導者(主に個人)に、研修経費を助成(最長3年間)

「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」(平成27年度補正予算70億円)により、独立する新規就業者の自立・定着を支援

法人・正職員として就業

独立・自営就業

技術習得支援



漁業活動に必要な技術や経理・税務、流通・加工、安全操業等の知識の習得支援

